ニ　閲覧ファイル（包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の購入者等の閲覧に供するための提供事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

3　前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、商品の引渡し若しくは権利の移転若しくは役務の提供を完了する日又は法第三十条の二の三第五項に規定する契約を締結した時から一年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項

ロ　前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項

三　前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ　購入者等が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

ロ　前号に規定する期間において、イの規定により購入者等が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた購入者等が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

4　第一項第二号及び第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機と、購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

［新設］

第五十五条の二　法第三十条の二の三第六項本文の規定により同条第五項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、第五十四条及び前条第一項の規定を準用する。

2　法第三十条の二の三第六項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれにも該当する場合

イ　包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等を付与すること。

ロ　当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。

ハ　包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。

［新設］

第五十五条の二　法第三十条の二の三第五項の規定により同条第四項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、第五十四条及び前条の規定を準用する。

［新設］